

米原市人権施策基本方針見直しにかかる意見照会結果(未定稿)

番号	所属	頁	項目名等	御意見等	理由・参考事項等	人権政策課の考え	担当課の考え
1	教育部	1	基本理念	人権に関する3つの法律の施行、社会的・現代的課題(インターネット差別)を捉えながら基本方針の位置付けや基本理念とすること。		昨今の人権をめぐる社会情勢の変化や課題に適切かつ効果的に対応するため、基本方針の位置付けや基本理念を見直したい。	
2	教育部	2	就学前教育の施策の基本方向	一人一人個性があり、違っていいことを、就学前から日常の園生活の中で学んでいけるような保育・幼児教育を進めることが肝要であり、取組として明記する必要がある。保育・幼稚園教諭がそのことを意識して、園児に接することなど	学校教育の基本方向と比較すると、漠然としすぎている感がある。	担当課である保育幼稚園課の意見を踏まえ見直したい。	【保育幼稚園課】 ・乳幼児の健やかな成長、発達を保障できるよう、保育内容の充実や保護者支援を行います。 ・生活や遊びの中で様々な体験を積み重ねながら発達を促すとともに、社会性・道徳性を涵養して社会規範や集団生活の基盤の育成に努めます。 ・健やかな体と豊かな心を育て、自ら健康で安全な生活をつくりだす力の育成に努めます。 ・受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の育成に努めます。 ・子どもたちが身近な環境に興味や好奇心を持って関わり、感じたことや考えたことを表現する力の育成に努めます。 ・一人一人のありのままの姿や文化等の違いを認め、互いに尊重する心の育成に努めます。
3				直近の市民意識調査等から見えてきた課題を踏まえた基本方向とすること。		市人権意識調査(2017年度)の結果から、市民の人権意識の高揚が課題となっており、市民の主体的な参加を促す人権教育・啓発施策をさらに推進したい。	
4	教育部	4	市民啓発現状課題・施策の基本方向	「人推協の活動に向けて、その在り方を検討していく」となっているが、何か検討したのか、各部会の活動状況 関係所管に事務局を移管するとか		担当課である生涯学習課の意見を踏まえない。	【生涯学習課】 各部会に応じた活動は行われているものの、更なる事業の活発化が望まれる。各部会の活動については、関係各課と連携を図っていく必要があるが、事務局の移管については現在特に検討はしていない。
5	教育部	5	企業啓発施策の基本方向	入札制度の中で、人権取組に関する評価の仕組みはどうなったか。その検証も踏まえた基本方向を		総合評価落札方式に該当する入札案件が少ないため、入札参加資格審査の評価点における加算要素に変更される。	
6	教育部	6	現状と課題	前段の本文を現状に合わせて修正すること。市民の意識調査と認識		部落差別解消推進法の施行や市人権意識調査結果を踏まえて見直したい。	
7	教育部	7	地域総合センター	現状に即した表現にすること。2施設の地元譲渡、今後のSCプラザの方向性など		平成30年度に人権関連施設の再編を行っており、今後の施設の在り方について方向性を示したい。	
8	生涯学習課	7	(2)施策の基本方向 上から3行目	課題としてとらえ → 課題として捉え		第2次改訂に用いる場合は、「課題として捉え」に修正する。	

米原市人権施策基本方針見直しにかかる意見照会結果(未定稿)

番号	所属	頁	項目名等	御意見等	理由・参考事項等	人権政策課の考え	担当課の考え
9	教育部	8	子どもの人権 現状と課題 施策の基本方向	前段の本文を現状に合わせて修正すること。		関係法令等の施行や施策の取組状況を踏まえて見直したい。	【子育て支援課】 関係法令等の施行や施策の取組状況を踏まえて見直してください。
10		8		子ども子育て支援計画(策定中?)の進捗状況を踏まえた現状と課題、施策の基本方向とすること。		本年度、子育て支援課にて子ども・子育て支援事業計画の見直しが進められているため、基本方針の改訂に反映したい。	【子育て支援課】 現在、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする、第2期子ども子育て支援計画策定中です。基本方針の改訂に反映させてください。
11		8		生活困窮世帯、子どもの貧困を視点とした人権施策の明記		担当課である社会福祉課および子育て支援課の意見を踏まえて見直したい。なお、子どもの貧困については、「生活困窮者の人権」ではなく、「子どもの人権」に含めたい。	【社会福祉課】 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業で学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善し、貧困の連鎖を止め、自立の促進を図る。 【子育て支援課】 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策に取り組むため、関係職員等によるワーキング会議を設置し会議を開催しています。令和2年度に子どもの生活実態調査を実施する予定です。基本方針の改訂に反映させてください。
12	教育部	10	女性の人権 現状と課題 施策の基本方向	前段の本文を現状に合わせて修正すること。		関係法令等の施行や施策の取組状況を踏まえて見直したい。	
13		10		男女共同参画推進計画の進捗状況を踏まえた現状と課題、施策の基本方向とすること。		関係法令等の施行や施策の取組状況を踏まえて見直したい。	
14	生涯学習課	10	(3)女性の人権 (1)現状と課題	男女雇用機会均等法の改正(H29)・・・マタハラ防止についても触れるとよい。		ハラスメントは、職場など様々な場面で起こり、その種類は多様なため、どの分野に位置付けるのか審議会の意見を踏まえない。	
15	生涯学習課	11	(2)施策の基本方針 ●男女平等のための教育・学習	・・・考える機会などの工夫に努めます。 →・・・考える機会を〇〇などの工夫に努めます。 例えば:創出する、増やす、つくる・・・など	機会をどうするのか不明のため。	第2次改訂に用いる場合は、具体的に表現したい。	

米原市人権施策基本方針見直しにかかる意見照会結果(未定稿)

番号	所属	頁	項目名等	御意見等	理由・参考事項等	人権政策課の考え	担当課の考え
16	教育部	12	高齢者の人権 現状と課題 施策の基本方向	前段の本文を現状に合わせて修正すること。		担当課であるくらし支援課の意見を踏まえて見直したい。	【くらし支援課】 関係法令等の施行や施策の取組状況を踏まえて見直ししてください。 ・権利擁護センター(社協委託)にて、成年後見制度に関する相談や専門的支援、普及啓発を実施。今後、成年後見制度利用促進計画を策定の予定。 ・8050問題や生活や困窮等、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなどに対し、包括的な支援体制の整備を進めている。(相談支援包括化推進事業)
17		12		いきいき高齢者プランまいばら、地域福祉計画、同活動計画も踏まえた施策の基本方向とすること。		担当課であるくらし支援課の意見を踏まえて見直したい。	【くらし支援課】 高齢者、障がい者、子ども等の福祉の各分野における共通事項を横断的に網羅した上位計画としてH31年3月に第2次まいばら福祉のまちづくり計画(第2次米原市地域福祉計画・第3次米原市地域福祉活動計画)を策定。 また、第7期介護保険事業計画の中間評価をしながら令和3年度からの第8期介護保険事業計画を策定につなげていくので、方針に反映させてください。
18	教育部	14	障がい者の人権 現状と課題 施策の基本方向	前段の本文を現状に合わせて修正すること。 障害者差別解消法施行		関係法令等の施行や施策の取組状況を踏まえて見直したい。	
19		14		障がい者計画および障がい福祉計画、地域福祉計画、同活動計画も踏まえた施策の基本方向とすること。		担当課である社会福祉課およびくらし支援課の意見を踏まえて見直したい。	【社会福祉課】 『第3期 米原市障がい者計画』『I 差別の解消と権利擁護』や、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の内容を入れてほしい。 【くらし支援課】 第3次米原市地域福祉活動計画)を策定しているので、その内容との整合性を図られたい。
20	社会福祉課	14	(5)障がい者の人権	・「ノーマライゼーション」よりも「インクルージョン」「障がいの社会モデル」などを強調してはどうでしょうか。	・『第3期 米原市障がい者計画』の基本理念(計画43ページ)にあります。	審議会ならびに担当課である社会福祉課の意見を踏まえて見直したい。	【社会福祉課】 『第3期 米原市障がい者計画』の基本理念に基づき、「インクルージョン」や「社会モデル」などについて明記していただきたい。
21	社会福祉課	14	(5)障がい者の人権	・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」についても盛り込んではどうでしょうか。	・平成31年4月1日に施行されました。	関係法令等の施行や施策の取組状況を踏まえて見直したい。	

米原市人権施策基本方針見直しにかかる意見照会結果(未定稿)

番号	所属	頁	項目名等	御意見等	理由・参考事項等	人権政策課の考え	担当課の考え
22	社会福祉課	14	(5)障がい者の人権	・「障害者権利条約」や「障害者基本法」の改正のことを書くなら、「障害者権利条約」で手話が言語として認められ、改正「障害者基本法」においても言語に手話が含まれることとなったことを盛り込んではどうでしょうか。	・米原市は手話言語条例を施行しています。	審議会ならびに担当課である社会福祉課の意見を踏まえたい。	
23	社会福祉課	14	(5)障がい者の人権	(下から9行目) ・「高齢者が多く」→「高齢者の占める割合が高く」		第2次改訂に用いる場合は、「課題として捉え」に修正する。	
24				・「内部障がいの増加など、高齢化の進展と関連しています。」→「内部障がいの増加なども、高齢化の進展と関連していると考えられます。」		第2次改訂に用いる場合は「内部障がいの増加なども、高齢化の進展と関連していると考えられます。」に修正する。	
25	教育部	16	外国人の人権 現状と課題 施策の基本方向	前段の本文を現状に合わせて修正すること。 ヘイトスピーチ禁止法施行		関係法令等の施行や施策の取組状況を踏まえて見直ししたい。	
26				多文化共生協会の活動状況・生活相談等からの現状と課題も踏まえた施策の基本方向とすること。		米原市多文化共生協会は平成27年10月からNPO法人として設立されており、これまでの活動状況や生活相談等からみえる現状と課題も踏まえた基本方針として見直ししたい。	
27	生涯学習課	16	(6)外国人の人権 (1)現状と課題 下から11行目	1.1%をしめています。 → 1.1%を占めています。		第2次改訂に用いる場合は、「1.1%を占めています。」に修正する。	
28	教育部	18	生活困難者の人権	前段の本文を現状に合わせて修正すること。 地域福祉計画、同活動計画も踏まえた施策の基本方向とすること。		生活困難者については、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者などに共通する問題であり、ひとつの分野として独立して立項する必要があるのか審議会の意見を踏まえたい。 ※労働者の人権についても同様	
29		18		生活困窮世帯、子どもの貧困を視点とした人権施策は、どうか。		生活困難者については、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者などに共通する問題であり、ひとつの分野として独立して立項する必要があるのか審議会の意見を踏まえたい。 ※労働者の人権についても同様	
30	生涯学習課	18	(7)生活困難者の人権 (1)現状と課題 9行目	2000万人 → 2,000万人 ※カンマの追加		第2次改訂に用いる場合は、「2,000万人」に修正する。	

米原市人権施策基本方針見直しにかかる意見照会結果(未定稿)

番号	所属	頁	項目名等	御意見等	理由・参考事項等	人権政策課の考え	担当課の考え
31	教育部	19	労働者の人権 施策の基本方向	学校教育での充実強化 「…学校教育において労働法規を労働問題 に関する学習を推進します。」 案「…学校教育において、労働環境や労働問 題に関する学習を推進します。」	「労働法規」自体は直接的には、学ばないこ とから、別の表現にすべき。 学校教育課に社会科確認	担当課である学校教育課の意見を踏まえ たい。	学校教育課としては、訂正案の「…学校 教育において、労働環境や労働問題に関 する学習を推進します。」で良いと考えま す。
32	社会福祉課	19	●労働に関する啓 発	ホームページを「公式ウェブサイト」に訂正		第2次改訂に用いる場合は、「公式ウェブ サイト」に修正する。	
33	生涯学習課	21	(2)施策の基本方 向 ●性同一性障害 者・性的指向に関 わる人権問題	LGBTという言葉を使用したほうがよいと思わ れる。		性は多様であり、LGBT以外にも男性・女 性どちらにも恋愛感情を抱かなかつたり、 こころの性を決めなかつたり分からなかつ たりする人もいます。そのため、「セクシャル ・マイリティの人権」としたいが、変更につ いて審議会の意見を踏まえたい。また、申 請書等における性別欄の見直しについて も検討したい。	
34	社会福祉課	21	●インターネット等 による人権侵害	「ホームページ」を「公式ウェブサイト」に訂正		第2次改訂に用いる場合は、「公式ウェブ サイト」に修正する。	
35	生涯学習課	24	用語解説	「LGBT」の追加		第2次改訂に用いる場合は、用語解説に 追加する。	
36	生涯学習課	全般		意識調査のデータの字体がバラバラなので 字体の統一が出来ないか。		必要に応じて平成29年度に実施した人権 意識調査結果のデータに置き換え、書体 を統一する。	
37	生涯学習課	全般		「一人ひとり」、「一人一人」 ※混在しているため統一した方が良いのでは。 ※意味(こだわり)があれば別ですが…		第2次改訂に用いる場合は、「一人一人」 に統一する。	

米原市人権施策基本方針見直しにかかる意見照会結果(未定稿)

番号	所属	頁	項目名等	御意見等	理由・参考事項等	人権政策課の考え	担当課の考え
38	政策推進課	全般		<p>人権施策基本方針のうちそれぞれの「施策の基本方向」について、通常施策の記載に留まり、人権施策上の留意すべき点が不明瞭と感じます。この「施策の基本方向」に基づき人権施策推進計画の進行管理を実施されていますが、上記により人権施策上の留意点が不明瞭なまま各課の取組が行われているように思われます</p> <p>通常施策の進行管理は総合計画アクションプラン、重点目標ヒアリングにより実施されており、通常施策の記載に留まるならば、これらと重複することになりますので、調書を作成してヒアリングを受ける各担当課の負担になると思われま</p> <p>す。</p> <p>また、総合計画アクションプランの各予算細事業に位置づけを行わないと施策推進に繋がらないことが多いため、上記の人権施策上の留意すべき点の明確化とそれら施策の推進が図れるシステムを考慮の上、人権施策基本方針を見直しされるようお願いいたします。</p>		<p>人権施策基本方針は、人権施策の進むべき方向性を示したものであり、具体的施策は各分野ごとの方針や計画に委ねている。そのため、各部署の取組は、年度ごとの進行管理調査票に基づき人権の視点から見た効果を中心に確認をしており、総合計画アクションプランとは異なり予算上の位置付けは問わない。</p> <p>このように、進行管理調査票の作成やヒアリングを通して、様々な人権課題への気づきや人権意識の高揚につなげるために、現行システムを継続したい。</p>	